

○南空知公衆衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例

〔令和5年3月27日〕
条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、組合長、公平委員会、監査委員をいう。
2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（条例により開示することとする情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、地位及び職務に関する情報（公務員等の氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）に係る部分に限る。）とする。

（開示請求に係る手数料等）

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により費用を負担すべき者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

（南空知公衆衛生組合個人情報保護審査会）

第5条 次に掲げる事務を行うため、南空知公衆衛生組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 実施機関が次のいずれかに該当する場合において個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに行う法第129条の規定による諮問に応じ答申し、又は意見を述べること。

ア この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

イ 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 審査会は、組合長が任命する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会の調査権限）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第7条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき（諮問庁が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。）は、これらの資料又は主張書面等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(実施機関の公表)

第10条 組合長は、年1回、法及びこの条例の規定による保有個人情報の開示の請求等の実施状況について公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

第3章 組織・処務（南空知公衆衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。